

事業展開拡大支援補助金【チャレンジ補助金】募集要領

1. 目的

意欲的に自社の成長を図る企業または団体及び個人事業主が行う、【新商品開発】、【商品改良】、【商談・展示会出展】、【オンライン商談・展示会出展】【ホームページ開設】及び【IT導入による業務改善】の取組を支援することで、出雲市内の産業の活性化を図ることを目的とする。

2. 補助対象者(1)及び(2)を満たす者)

- (1) 出雲市内に主たる事業所を有する法人、団体又は個人事業主
- (2) 出雲市税等の滞納のない者

3. 補助メニュー

(1) 新商品開発事業

申請者がターゲットとする市場において、新規性・独創性のある商品（他者の知的財産権を侵害していない商品で物財に限る）を開発する事業。

～対象外となる例～

- 飲食店等におけるメニューの開発や調理・提供方法の開発
- チラシ・パンフレット等の印刷費（ただし、デザイン・版代は対象）

(2) 商品改良事業

申請者の既存商品（物財に限る）を、市場ニーズに沿ったサイズ(小型化・大型化)、用途、機能及びパッケージデザインに改良する事業。

なお、改良にあたっては産業財産権（特許・商標等）の取得等「知的財産」を活用するとともに、他者の権利侵害へ留意すること。

～対象外となる例～

- 素材や既製品を組み合わせた商品の開発（詰め合わせたセットなど）
- 既製品の種類を増やす取組
(同商品で風味や容量を変更・追加する場合など)
- 包材のみの変更でパッケージデザインが変わらないもの
ex)真空パックに変更することで消費期限を延長する
- チラシ・パンフレット等の印刷費（ただし、デザイン費・版代は対象）

(3) 商談・展示会出展事業

申請者の既存商品（物財に限る）の新規販路開拓・販路拡大を目的に県外で開催される商談・展示会（補助事業者が過去に出展したことがないもので、国、県、市及びその他支援機関等から補助を受けてないものに限る）に出展する事業。

～対象外となる例～

- 一般消費者への販売が主な目的であり、BtoBなどの商談が期待できないものへの出展

(4) オンライン商談・展示会出展事業

申請者の既存商品（物財に限る）の新規販路開拓・販路拡大を目的にインターネットを活用した非対面で参加する商談・展示会（主催者が開催期間等を指定し、複数の出展者が参加するもので、国、県、市及びその他支援機関等から補助を受けていないものに限る）に出展する事業。

(5) ホームページ開設事業

申請者の既存商品（物財に限る）の新規販路開拓・販路拡大のため、ホームページの開設を行う事業。

～対象外となる例～

○企業PR等が主であり、商品PRのページが乏しいホームページの製作

(6) IT導入業務改善事業

日常業務の効率化を図るため、電子システム*を新たに製作し導入する事業。

※電子システム例・・・生産管理、受発注管理、運送管理、顧客情報管理、会計、労務管理など

※製作委託先は、市内IT関連企業又はチーム出雲オープンビジネス協議会会員企業とする。

～対象外となる例～

○既存パッケージソフトの購入

※既存パッケージソフトをカスタマイズし導入する場合は対象

4. 補助金額及び補助率

対象経費の1/2以内 上限100,000円

※新商品開発については総事業費が150,000円(税抜)以上の事業に限る。

(変更、実績の段階で150,000円を下回った場合は交付しない。)

※1,000円未満切り捨て

5. 補助対象経費

対象経費については、別表（対象経費一覧表）のとおりとする。

6. 補助対象期間

交付決定の日～令和5年2月28日

※商談・展示会の申込をする場合（旅費・宿泊手配等含む）を除き、交付決定前に事業着手された場合は対象外となります。

7. 募集期間

募集期間：令和4年7月6日（水）～7月29日（金）

※予算の上限に達し次第、募集締切

8. 申込方法

補助金等交付規則、交付要綱、募集要領を確認のうえ、以下の書類を21世紀出雲産業支援センターへ提出すること。

規則、要綱、様式等は、21世紀出雲産業支援センターのホームページからダウンロード可能。

①【様式第1号】補助金等交付申請書

②【様式第1号①～⑥】事業計画書

③【様式第2号】収支予算書

④市税等の滞納のない証明書

（※出雲市役所市民税課・出雲市各行政センター市民サービス課で発行）

⑤対象経費の見積書等

⑥その他事業に係る資料

9. 提出方法

持参・郵送

提出先：NPO 法人 21世紀出雲産業支援センター

〒693-0002 出雲市今市町北本町3-2-1

10. 審査

受付順に書類審査・ヒアリングを行い、予算の範囲内において、交付決定する。

11. 問合せ先

NPO 法人 21世紀出雲産業支援センター

TEL：0853-25-2488 FAX：0853-24-0086

E-mail：info@npo-i-i-support.org HP：<https://npo-i-i-support.org/>

別表（対象経費一覧表）

経費区分	内 容	事 業					
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
委託費	○新商品開発及び商品改良のため、外部への委託・外注先に支払われる経費で、データ集計・分析、分析試験、検査、調査、加工、設計、デザイン、コンサルティング、翻訳など、専門性・効率性の観点から妥当と認められるもの	○	○	—	—	—	—
	○既存商品（物財に限る。）の新規販路開拓・販路拡大のため、外部への委託・外注先に支払われるホームページを作成する経費で、専門性・効率性の観点から妥当と認められるもの ※ホームページは、サイト公開後、 <u>3カ月間のアクセス分析を行うこと。</u> ※ホームページ立ち上げに伴うランニングコスト・機器購入費・保守費等の付随費用は対象外とする。	—	—	—	—	○	—
	○IT導入のため、外部への委託・外注先に支払われる経費で専門性・効率性の観点から妥当と認められるもの ※電子システム製作の委託先は、市内 IT 関連企業又はチーム出雲オープンビジネス協議会の会員企業とする。	—	—	—	—	—	○
謝金	専門家等謝金 ○専門的知識を有する者（大学教授、コンサルタント、デザイナー等）に依頼し、新商品開発及び商品改良に係る試作・改善・評価・市場調査事業に関しての指導・助言等を受けた場合に支払われる経費 ※大学（短大含む）教授、名誉教授、弁護士、判事、弁理士、鑑定士などの専門家 日額 30,000 円以内 ※上記以外で、知識・技能・資格を有し、職業とする者 日額 10,000 円以内	○	○	—	—	—	—

経費区分		内 容	事 業					
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
旅 費	専 門 家 等 旅 費	○上記の専門家等により、指導・助言等を受けた場合に支払われる旅費 ※グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金は補助対象外とする。 ※タクシー代、ガソリン代、高速道路料金等、自動車での移動に伴う旅費は補助対象外とする。 ※日当は、補助対象外とする。	○	○	—	—	—	—
	社 員 等 旅 費	○新商品開発及び商品改良事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー等参加は除く。）や各種調査を行うための旅費（ただし、1回1名分までとする。） ※グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金は補助対象外とする。 ※タクシー代、ガソリン代、高速道路料金等、自動車での移動に伴う旅費は補助対象外とする。 ※日当は、補助対象外とする。	○	○	—	—	—	—
		○商談・展示会に出展するための旅費（ただし、1回2名分までとする。） ○商談・展示会出展後に商談先へ営業活動を行うための旅費（ただし、1回1名分までとする。） ※グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金は補助対象外とする。 ※タクシー代、ガソリン代、高速道路料金等、自動車での移動に伴う旅費は補助対象外とする。 ※日当は、補助対象外とする。	—	—	○	—	—	—
事 務 経 費	賃 借 料	○新商品開発及び商品改良のための試作品製作に直接必要な機械・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費 ※補助事業期間内についてのみ補助対象とする。	○	○	—	—	—	—
		○商談・展示会又はオンライン商談・展示会に出展する際に小間代として支払われる経費 ○商談・展示会に出展する際の小間装飾に支払われる経費	—	—	○	○	—	—
		○オンライン商談・展示会に出展する際に必要な備品購入費、リース料（取得価格が総額5万円（税抜）以下のものに限る。）	—	—	—	○	—	—

経費区分	内 容	事 業						
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
事務経費	通信費	○郵便代、運送代（保険料を含む。）として支払われる経費	○	○	—	—	—	—
	通信費	○商談・展示会又はオンライン商談・展示会に出展する際の備品・商品等の送料として支払われる経費	—	—	○	○	—	—
	検査費	○新商品開発事業、商品改良事業の遂行に必要な県外への出張及び商談・展示会出展事業に伴い、県外に出張する際の新型コロナウイルス感染症の検査に係る経費（PCR・抗原検査費、証明書取得費）（ただし、1回2名分までとする。）	○	○	○	—	—	—
	調査費	○新商品開発及び商品改良のための市場調査・ニーズ調査等に係る既存データ等を購入するために支払われる経費	○	○	—	—	—	—
	原材料・消耗品費	○新商品開発のための試作、商品改良に直接使用する主要原材料・副資材の購入（ <u>自社製品の購入は除く。</u> ）に支払われる経費 ※補助事業期間内に使用するもののみ補助対象とする。 ※原材料等は必要最低限にとどめ、補助事業終了時に使い切ること。終了時点の未使用部分価格は対象外とする。 ※同等であれば、出雲市産の原材料を使うことが望ましい。	○	○	—	—	—	—
	産業財産権取得経費	○特許権、実用新案権、商標権、意匠権の取得に係る経費 ※出願費、弁理士費用、書類作成費、先行技術調査費通信費など	○	○	—	—	—	—